

社会学研究紀要規定

編集規定

1. 本誌は駒澤大学文学部社会学科の機関誌として、年1回発行する。
2. 本誌の内容、執筆者は、社会学科委員会が互選した編集委員会が企画し、学科委員会が決定する。
3. 本誌は原則として、社会学・社会福祉学・心理学に関する論文の発表にあてる。
4. 掲載原稿は以下のものとする。
 - a. 本学の教員（非常勤を含む）および、本学の教員が第一執筆者である共同論文
 - b. その他、学科委員会が特に定めたもの。
5. 原稿は、所定の執筆要項に準拠したものに限り受理する。
6. 原稿料は支払わない。
7. 原稿印刷に関し、特に費用を要するものは、執筆者の負担とする。
8. 執筆者に対しては、抜刷100部を贈呈する。それ以上については執筆者の負担とする。
9. 本誌への寄稿申込みは予定枚数を当該年の6月末日までに届けることとする。
10. 原稿の受理は、当該年の9月末日までとする。
11. 論文掲載数および枚数については、予算の都合上調整することもある。
12. 原稿は万一の場合を考えて、執筆者がコピーをとる。
13. 本誌についての問合せ等の通信は、駒澤大学文学部社会学科社会学研究紀要編集委員会に宛てられたい。
14. 原稿の著作権は駒澤大学に帰属する。

執筆要項

1. 原稿用紙は所定のものに限る。
 - a. 原稿は清書原稿であること。
 - b. 印刷の都合上、縦組か横組かを明記すること。
2. 図表は、紀要の枠内に納まる大きさのものとし、なるべく、そのまま製版できるようにし、枚数を明記の上封筒に入れる。
3. 図表の位置は本文中に指定する。
4. 文字の指定が特に必要な場合は朱記号にて指定する。
5. 邦文タイトル、氏名の他に、欧文タイトル、アルファベットによる氏名を明記する。

告 示

1. 平成14年以前の駒澤大学の各種研究紀要及び各種論集に掲載の論文のいわゆる著作権は、平成20年4月1日以降、駒澤大学に委譲されたものとする。
2. ここでいう著作権とは、具体的には以下の通りとする。
 - ①本学及び本学が認めた者が当該論文を電子版に掲載・複製するなど学術情報として利用すること
 - ②本学が当該論文の複製物を公衆送信ないし公に伝達すること
 - ③複製物を公衆へ譲渡すること
 - ④複製物を公衆へ貸与すること
 - ⑤これらの行為によって収入が発生する場合には、駒澤大学または学内の学会等の運営費用に充当すること
3. 以上の処置について、平成19年4月1日より平成20年3月31日まで、現在過去の本学専任教職員および兼任教職員ならびにご遺族に対し、文書及びホームページにて周知する。
4. 以上の処置について了承できない方・異議のある方は、この期間内に申し出ること。申し出のない場合は、上記の処置について了承し、著作権を駒澤大学に譲渡したものと扱う。
5. 本公告を知る機会がなかったとの理由で、期限後に申し出た方については、改めて協議に応じる。
6. 連絡先：駒澤大学図書館（03-3418-9151）、教務部（03-3418-9104）

平成19年4月1日

駒澤大学 学長 池田練太郎